

「園芸王国ふくしま」グローバルリンク事業実施要領

「園芸王国ふくしま」グローバルリンク事業については、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、福島県農産振興事業事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

第1 事業の目的

国際化に対応できる長期出荷や魅力ある果樹、花き等の安定供給体制を整備することで、輸出の拡大を図り、世界に「ふくしまブランド」を積極的に発信し、風評払拭と産地再生を加速させる。

第2 事業の内容

本事業の内容、対象品目、事業実施主体、補助率、補助対象及び採択要件は別表1のとおりとする。

なお、補助対象については、別表2に留意するものとする。

第3 補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより市町村長に対し補助するものとする。

ただし、事業実施主体が、全国農業協同組合連合会福島県本部、県農業協同組合中央会等の全県域を範囲とする広域的な農業団体（以下「県域団体」という。）である場合、又は市町村域を越える広域的な団体（以下「広域団体」という。）が事業を行う場合等であって市町村が補助を行うことができない場合は、直接補助を行うことができる。

第4 事業の実施等の手続き

1 事業実施計画の策定等

(1) 間接補助の場合（市町村長が補助を行う場合）

ア 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1-1又は1-2号）を作成し、市町村長に提出するものとする。

イ 市町村長は、事業実施計画書を審査の上、適正と認められる場合は、事業実施計画承認申請書（様式第2号）と併せて当該市町村を所管する農林事務所長（以下「所長」という。）に事業実施計画書を提出するものとする。

(2) 直接補助の場合（市町村が補助を行わない場合）

事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1-1又は1-2号）及び事業実施計画承認申請書（様式第2号）を作成し、県域団体にあつては福島県知事（以下「知事」という。）に、広域団体にあつては主な事業実施地区を所管する所長に提出するものとする。

ただし、申請書提出においては、関係市町村長が直接補助を承認した旨が確認できる書類を添付するものとする。

2 事業実施計画の承認

所長（県域団体の場合は知事）は、事業実施計画の内容を審査し、適当と認める場合には、様式第3号により事業実施計画の承認を行うものとする。

3 事業実施計画の変更

- (1) 事業実施主体が事業計画の重要な変更をする場合は、交付要綱に定められた基準のとおりとし、その手続きは第4の1、2に準じて行うものとする。
- (2) 事業実施主体が事業実施計画の軽微な変更をする場合は、事業実施計画変更届（様式第4号）を作成し所長（県域団体の場合は知事）にすみやかに届け出るものとする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第6 事業の推進指導

本事業を円滑かつ適正に実施するため、農林事務所、市町村、農業団体は密接な連携を図り、推進指導を行うものとする。

第7 事業の執行状況報告（グローバル化実践支援事業を除く）

所長は、6月末、9月末、11月末及び事業が完了した時点の執行状況を翌月10日までに、執行状況報告書（様式第5号）により福島県農林水産部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

第8 成果確認検査について

事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行うものとする。

第9 事業の実施状況報告（グローバル化実践支援事業を除く）

- 1 事業実施主体は事業実施年度から3年間、事業実施状況報告書（様式第6号）を作成し、翌年度の4月末日までに市町村長（直接補助の場合は所長又は部長）に報告するものとする。
- 2 市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施状況報告書を審査し、取りまとめの上、翌年度の5月末日までに所長に提出するものとする。

第10 事業評価について（グローバル化実践支援事業を除く）

- 1 所長は、事業の目標に対する達成度について毎年度評価を行い、事業実施状況一覧（様式第7号）に取りまとめ、7月末日までに部長に報告するものとする。
- 2 事業実施年度の翌々年度において、実績が目標の70%に満たない場合、事業実施主体は改善計画を作成し、市町村長（直接補助の場合は所長又は部長）に提出する。
- 3 県及び市町村は、振興目標の達成に向けて技術的、経営的指導を行う。

第11 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2 事業の内容（実績）」の別に定める様式については、様式第1-1又は1-2号（第6又は1-2号）のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和元年6月21日から施行する。